時事新報

再び輸出税廢止の利害に就て

生絲の輸出税を廢する利害に就て我輩の意見は前號に其大體を述べたれば讀者は既に了解せられたる事ならんと信ずれども世の所謂輸出税廢止論者の中には往々不通の説を爲し紙上の空論を以て實業社會の實利を妨げんとするの恐なきに非ざれば爰に再び筆を勞して聊か其蒙に警むる所なきを得ず凡そ物の利害を論ずるは其物の實際に就き利益弊害を加除して餘る所の利を示すこそ肝要なれ唯漠然たる一般の理論に據りて事の實際を判斷するは書生流の議論にして愉快は即ち愉快なれども我輩の毫も感服せざる所なり論者が輸出税全廢の題目の下にあらゆる輸出税を一網に打盡さんとするが如きは畢竟書生の空論たるを免れざるものなれども夫は兎も角もとして生絲の輸出税を廢するの説に至りては如何なる必要を今日に認めて斯る窮策を行はんと熱心するものなるや殆んど解す可らず論者の言に輸出税は內國に於ける物產の發達を抑壓して外國貿易の進步を妨碍するものなりと云ふ一般の理論に於ては或は然らんと雖も今日我生絲の場合は決して然るを得ず最近の調査を見るに明治十九年來我蠶絲類の輸出元價總計は左の如し

	圓　錢
明治十九年	二〇、三〇〇、四〇八、五二
同二十年	二一、九二〇、九〇一、五七
同二十一年	二八、七八三、八〇〇、七四
同二十二年	二九、二五〇、〇五二、七八
同二十三年	一六、七三七、四二一、九四
同廿四年(一月より十月まで十個月間)	二三、八三四、三七一、五三

右の如く年々增加の實を示したれども元來生絲の輸出は海外の市場に於ける需用供給の大勢に支配さるゝものにして單に一國內の事情を以て之を左右す可きに非ず今日の實際に於ては輸出は次第に增加するのみにて年々何百萬斤の產出あるも忽ち海外に捌けて毫も販路の難澁を感ずることなし即ち世界の需用は恰も我供給を優待するものなれば税の有無は決して輸出上に影響するものに非ず左れば今日需用供給の大勢に於ては生絲に税を課すればとて其發達を妨ぐるに非ず又これを廢すればとて特に其輸出を促すに非ず何れにしても痛痒なきものなれば論者が之を廢せんとするには何か他に理由なきを得ず或は税の廢止は生產者を益す可しとの說あれども生產者を益するとは甚だ單純の說にして之を以て廢税の理由と爲すは我輩の感服せざる所なり若しも目下の有樣にして生絲の產出者は非常の困難を感じ之が爲めに輸出の景氣も振はずして國內一同難儀の實情もあらんには此說の如きも或は通用す可しと雖も實際は全く然らずして全國の養蠶者なり製絲家なり又輸出商なり特に税の爲めに難澁して渡世に苦しむ者あるを聞かず偶ま生絲商人等の失敗する者なきにあらざれども其失敗は僅々たる税の有無に由るに非ずして隨時商況の然らしむる所なり左れば今日の有樣のまゝにして養蠶者以下に特に難澁するものなしとすれば輸出税を廢したればとて之が爲めに特に品物の產出を獎勵するにも足らず又輸出を增加す可きにもあらざれば廢税の理由薄弱なりと云ふ可し然るに論者が其說を主張するに當り以上の空理を喋々するのみにして我機業家の利害即ち絹物輸出の一事を度外に置くに至りては益々その無責任に驚かざるを得ず前號にも記載したる如く絹物の輸出は近年次第に其額を增して前途ます〳〵多望なる其最中に頓に生絲の輸出税を廢するときは我機業家は海外諸國の競爭に壓されて輸出の道を絕に至るは數の最も睹易き所にして即ち全國の織物工場を始めとして其筋に生活する幾多の職工婦女子は忽ち業を失ふて路頭に迷はざるを得ず論者は極めて單純なる理論を土臺として內國機業家の不利を慮るは大事の前の小事にして心に關するに足らずと輕々に斷言し去れども今や輸出税を廢するも實際我國に利する所なき其利益を想像して之が爲めに今正に發達せんとしつゝある所の絹物の輸出を殘害せんとするは利害の大小を顚倒したるものにて大事の前の小事とは自から反對の場合を證言するもの〻如し又論者の說に生絲輸出税の廢止を以て內國の機業に害あるものとすれば何故に石炭の輸出税廢止は內國の工業家を害せざるや云々との言あれども今日我國の工業中石炭を使用し外國の同業と競爭を試みんとして其見込あるものを聞かず石炭を要すること最も多き工業は先づ製鐵の業なれども今の日本には彼と匹敵す可き製鐵工場あるを聞かず或は航海業の如きは石炭を使用すと雖も現今の有樣にて外國船との競爭あらば思ひも寄らざる所なり畢竟論者が生絲と石炭とを比較して論じたるは內外競爭の事實を忘れたるものにして益々實際の利害に迂なるを表白するに過ぎず要するに廢税論者の說は一般の理論と漠然たる統計とを本としたるものにて彼の輸出税全廢同盟會と稱するものより發したる主意書を見るも其一班を知るに足る可し我輩は他日閑を得て實業の利害の爲めに其主意書に就て評論する所ある可し

雜報

○衆議院の質問書二ッ　衆議院議員末廣重恭、綾井武夫の兩氏より同豐田實頴、高木正年兩氏より何れも制規の賛成者を得て政府に質問書を提出せし趣既に前號の紙上に記せしが其質問書は左の如し

條約書の解釋に就き質問

是迄政府は酒類烟草等內國の製造品に向つて種々の税を課するも其外國より輸入する者に至ては關税目錄に照らし誠に僅少の輸入税を拂はしむるに過ざるを以て內國の製造家及販賣者は之が爲めに非常の困難を蒙れり右は各國と訂結せし條約書の制裁を受くるに出つると云ふ者あれども一部の條約彙纂を調査するに決して內國に於て已に輸入したる物品に課税することを禁止する明文あるなし固より條約書中に類似の條なきに非ず其文意の明白ならざるを以て解釋上に困難を生ずるに至れり今維新後に訂結し條款の周備して文章の稍々明斷なる墺地利洪噶國修好通商航海條約を案するに其第十二條に

墺地利及洪噶利の人民、日本開港場內に輸入し此條約に定めたる商税納濟の諸貨物は日本人又は墺地利及洪噶利人に拘らず又其荷主より日本國の諸部に輸送せしめ得べし勿論之に租税或は運送の運上等何等の税を拂ふ事なかるべし

とあり右は輸入税を拂ひし者は如何なる名目を以てするを論ぜず通過税即ち英語のトランシット　デューチーの如き性質の者を賦課することなくして孰れの土地へも運送することを得と云ふ主意なるが如し同條約に於て雙方の文意相違することあらば其原文として見るべきことを記する英文を調査するに愈々此の解釋を明白にするもの〻如し然らば我國に於て必要と見做せば酒類烟草砂糖を始め輸入品に向て內國品と同樣の諸税を賦課するも敢て差支へなきものと思惟す政府は之に就て如何なる意見を有するか立法上に重大の關係あるを以て至急答辨あらんことを望む

右議院法第四十八條に因り質問候也

發議者　末廣重恭　綾井武夫

質問書

一政府は嚮に國防上の必要より巨額の海軍公債を起し其應募金を以て建設したる吳鎭守府建物中軍政會議所は鎭守府條例第四十三條に依るに僅々十人內外の定員集會場に過ぎず然るに其建物宏大にして千二百坪の地を要するは如何

一軍政會議所は其名稱の如く定員集會所なるべきに其家屋を遊興所の體裁に構造し飲食室寢室談話室等を數多設置し裝飾頗る優美なり成顚後直に水交社に無代價貸與せしは如何

一軍政會議所の附屬物置は初めより校舍の如く建設し直に淡水小學校に貸與せしは如何

一練兵場は七萬七千坪を庄山田村地籍內に備ふと雖今尙新開地の儘にて之を埋築せざるは用をなさす荒廢地となり居れり之に反して鎭守府構內に於て埋築を要せず直に使用し得るの空地即無所屬地其廣きこと二十二萬八千四百七十坪あり之を充用せずして却て不便なる新開地七萬七千坪を要したるは如何

一江田嶋兵學校建物中第一の壯觀と云ふべきは宏大なる文庫なり而して其內部僅に書籍新聞縱覽の一室あるのみ其他數多の室は皆寢室飲食室談話室等にして裝飾驚くべき華美を極め且つ附屬の酒保等もあり其光景恰も吳鎭守府軍政會議所と一般なるは如何

右議院法第四十八條に依り及質問候誠務大臣は議院に出席して答辨あらんことを望む

質問者　豐田實頴　高木正年

○地價修正派議員の會合　地價修正派の議員百餘名は一昨夜芝公園の紅葉館に會して懇親の宴を開き兼て地價修正案に關する議場の掛引に付き相談を爲し若し豫算案の議事に取掛ることもあらば同案の議決も延引する次第ゆへ議事日程を變換しても早く同案を議する樣に盡力すべしと決し散會せしよし

○始は多言終は無言　衆議院に於て日々討論の有樣を通覽する時は議事の前半は議論紛々として起り各議員何れも元氣充滿して演壇に昇るの趣あれども後半に至れば場內何となく靜肅の觀を呈し二讀會逐條審議の如きも三四箇條或は十條位づゝ一時に讀み上げ又たば則讀さへ止めて省略〳〵の聲四方に起り傍聽席より見る時は前後の間に非常の差ありと傍聽者は評せり

○北支那の騷動　に付き天津在留本社特別通信者の十一月二十八日發通信は別項に載するが如し其後十二月二日發の續報は左の如し

葉提督の所在を知らず　朝陽縣、建昌縣及び平泉州等の各地數十里に跨りて蜂起したる暴徒は官軍の進發したる機を見て既に四散したるやの風說ありしに全く然らずして其勢ひ頗る猖獗を極め容易ならざる警報に接すること屢々なり借て其暴徒は如何なる種族の團結したるものか未だ詳ならざれども多分を占むるは勇兵(除隊兵)と稱するものにて其外に馬賊及び山賊も加はると云ふ尙は滿洲族人も一味したりとの說あれども甚だ疑ふべし而して是等の暴徒が最初朝陽縣を襲ひしは凡そ三千名にて建昌縣をも三千名程にて襲ひ平泉州を陷れたるものは二千名程の數なりしとぞ昨今までの間には官軍之を討て屢々戰爭ありしに相違なけれども勝敗未だ定かならず併し官軍少し利を失ひしとの報信に近きが如し且直隷の陸軍提督として有名なる葉曙卿氏は先頃河北口の駐營より部下の十一營を引率して喜峰口へ進發したるが其後如何なる次第にや未だ孰れの地へ出陣したりとの報を聞かず合點の行かぬ事なれども秘密の公文として天津の各兵營へ其趣を達したりとの事なれば異道虛報にはあらざるべし暴徒の數は或は一萬と云ひ或は二萬餘と稱し次第に蔓延の模樣にて官軍の內にも既に賊に通じて逃散したるもの七營の多
きに及びしとの事果して然らば愈々
營とは兵卒五百名に士官を合したる
五百餘名は疾くより貳心を懷き其の
る爲め逃走したり賊に兵器彈藥の糧
等の故ありと云ふそは兎も角も葉提
の公報未だ一回も天津に達せず總督
ち承德府都督等に電信にて問合せた
との回電のみありしとぞ左れば李伯
兵及び少站營兵等の盛軍、銘軍は步
今朝に掛けて續々口外へ出立し或は
は建昌に向ふあり又は長城外一帶に
爲め出發するものあり隨分の混雜な
の行軍とは云ひながら彼等が向ふ所
少くも五六日以上十日位を要すべく
の折に當りては糧餉の運搬等に澁
尙は當天津に殘り留れる各營兵も日
爲して百般の警備に怠りなく命令次
の用意あり

外國軍艦　過日來當天津の紫竹林碼
は英國軍艦ファーブランド一艘のみ
方も穩ならぬ噂ある程なれば米佛兩
筈なれども未だ音沙汰を聞かず又日
く〳〵と其來着を待ち居るに仁川を發
孰れの邊を航航中にや判然せず今よ
時は白河凍合して居留地近き碼頭に
ざるの恐れあり

軍器の運搬　本埠東西の兩機器局に
を製造し來り平時各營の用に供せし
きたりしが朝陽の事件ありしより天津
官車總局に布達して昨一日までに右砲
輛轎車四十輛に積荷して熱河へ向け

熱河の新都統　昨一日新任の命ありし
は北京へ參內に及ばず急速任地へ赴
られたり

○智利共和國前大統領の候補者　敗
たるバルマセダ氏が倚は南米智利共和
し時其後任に當撰したるヴィクナ氏は
政府顚覆すると同時に本國より脫走し
盛頓府に滯留中の處去月四日紐育に赴
渡航する筈なりしと云ふ

○智利の新大統領　過日の電報に見へ
智利國にては新大統領の撰擧を行ひ
當り本月二十六日就職式を行ふ筈なり

○朝鮮防穀事件の談判　我外務省より
に對して元山防穀事件の談判を開くべ
京城の公使館に傳へたれども彼是延引
運びに至らざりしが今回杉村書記官、
談判を始むるに至れりと京城よりの近

○埼玉縣會　去る十四日同縣會議員中
硫酸を振り掛けられて負傷せしものあ
にては十四、十五、十六の三日間休會し
開會するといふ

○負傷せし縣會議員　去る十四日上野
行中に負傷せし埼玉縣會議員四名は同
天堂に入り豫審判事及び檢事の臨檢と
其中根岸武香(議長)伊古田豐三郎の兩
て一昨十五日の午後に同病院を退き昨
氏とも出席せし趣なれども大久保、橋
だ同病院にて療養中なりといふ

○上州鐵道發車時刻(上野高崎前橋間)　上野發　午前六時、八時五十分、十一時四十分、午後二時四十分、五時四十分●高崎發(下り)　午前九時十九分、午後零時十五分、三時九分、六時九分、九時九分、○(上り)　午前六時二十分、九時十五分、午後零時十二分、三時十二分、六時十一分●前橋發(上り)　午前六時、八時五十五分、十一時五十分、午後二時五十分、五時五十分

○山ノ手鐵道發車時刻(新橋赤羽間)　新橋發(赤羽行)　午前八時十分、十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發(新橋行)　午前九時二十五

分、十一時十四分、午後四時十九分、七時十五分○上り(小山へ)　午前六時十分、七時十分、十一時十七分、午後三時七分、七時三十分●前橋發(小山へ)　午前六時十分、十一時十五分、午後二時、六時三十分

○水戶鐵道發車時刻　小山發(水戶へ)　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時二十分●水戶發(小山へ)　午前六時二十分、十時、午後二時、四時五十五分

○日光鐵道發車時刻(宇都宮日光間)　宇都宮發(日光へ)　午前五時二十五分、十時五分、午後三時五分●日光發　午前七時十分、十一時五十五分

午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分○(上り)　午前七時十四分、十時三十四分、午後一時五十九分、五時十九分●直江津發　午前七時、十時二十分、午後一時四十五分、五時五分

○上野青森間發車時刻　上野發　午前六時三十五分(盛岡迄)八時五十五分(宇都宮迄)十一時三十五分(福島迄)午後二時四十五分(青森迄)五時四十五分(宇都宮迄)●宇都宮發(下り)　午前九時五十二分(盛岡迄)午後三時三十三分(福島迄)六時十二分(青森迄)○上り　午前六時十分、九時、午後零時十八分、四時十八分、六時三十分、(以上上野迄)●白河發(下り)　午前八
上野迄)十一時四十八分(白河迄)午後四時三十五分
り)　午前八時五十分(青森迄)午後三時二十分
五時三十五分(白河迄)十一時五十分(仙臺迄)
尻內(八ノ戶)發(下り)　午前五時三十分、午後
迄)○(上り)午前六時四十分(仙臺迄)午後一時
發　午前九時四十五分(上野迄)午後五時三十五分

○仙臺鹽釜間發車時刻　仙臺發　午前六時十分、
分、六時四十五分●鹽釜發　午前六時四十五分、
四十五分、七時二十分